

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第58号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施行細則（平成28年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1の3（第4条関係）	
区分	図書の種類
(略)	
法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	(略)
<u>建築をしようとする建築物が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受ける必要がある場合（ただし、法第40条第1項の規定による申請をする場合を除く。）</u>	<u>建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたことを証する書面の写し</u>

改正前

別表第1の3（第4条関係）

区分	図書の種類
(略)	
<p>法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</p>	(略)

第1号様式の4から第2号様式までを次のように改める。

第1号様式の4（第2条の5関係）

記載事項等変更届				
				年 月 日
<p>四日市市長</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p>下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。</p>				
変 更 の 内 容	建築主等の住所 氏名・名称	新		
		旧		
	その他の変更	新		
		旧		
適合判定通知書年月 日 番 号 又は 軽微変更該当証明書 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	設計者	氏名 電話
主 要 用 途				
建 築 場 所				
変更理由				
受 付 欄	備 考			

第1号様式の5（第5条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書

年 月 日

四日市市長

住 所
報告者（認定建築主）
氏 名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したので報告します。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

四日市市

4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
氏 名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
所在地
名 称

(※)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した工事施工者 工事施工者の名称 建設業許可（ ）第 号 主任（監理）技術者の氏名 所在地

5 軽微な変更の有無 有・無

備考

- （※）欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。
- 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書（様式第2号）の写しを添付してください。
- 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届（様式第5号）を併せて届け出てください。

第2号様式（第5条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主

様

（ 級）建築士 （ ）登録第 号

氏名

確認者 （ 級）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

所在地

名称

(※) [工事施工者の名称
建設業許可 () 第 号
主任（監理）技術者の氏名]

次のとおり、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適 の場合には、そ の内容）
躯体の外皮性能				
空気調和設備 （住宅にあって は暖冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				

(※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

第5号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)